

朝来市 子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
朝来市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	3
1 朝来市における概況	3
2 ニーズ調査から見る子育ての状況	8
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本的な視点	18
3 計画の基本目標と体系	20
第4章 施策の内容	22
1 すべての子どもと家庭への支援	22
2 親子の健康を支える環境づくり	27
3 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成	29
4 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	34
第5章 幼児期の教育・保育の内容と提供体制	36
1 教育・保育提供区域の設定	36
2 教育・保育の量の見込みと提供体制	38
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	41
4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	50
第6章 計画の推進に向けて	51
1 計画の推進体制	51
2 計画の推進と進行管理	52
参 考 資 料	53
1 計画の策定経過	53
2 朝来市子ども・子育て会議条例	54
3 朝来市子ども・子育て会議委員名簿	56

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成するうえでも大きな課題となっています。

本市では、子ども施策の総合的な計画として、平成17年に合併前の旧4町（生野町・和田山町・山東町・朝来町）の合同で「次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を、平成22年には「朝来市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」（愛称：朝来市こども育成プラン）」をそれぞれ策定し、子どもの成長と子育て支援に向けた各種の施策を実施してきました。

本格的な人口減少社会が到来する中で、家庭や地域における子育て力・教育力の低下や保育ニーズの多様化など、子どもや子育て家庭をめぐっては依然として解決すべき課題が数多く残されています。こうしたなか、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。これら3法に基づく子ども・子育て支援新制度では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

一方、「次世代育成支援地域行動計画」の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」については、少子化の進行が依然として続いていることや、次世代育成支援地域行動計画とともに、義務化された「一般事業主行動計画」の策定がまだ十分に進んでいない状況等を踏まえて、平成37年3月31日まで10年間延長されました。また、地方公共団体における地域行動計画の策定は、子ども・子育て支援法により子ども・子育て支援事業計画の策定が義務化されたことに伴い任意化されたところです。

本市においては、現行の「朝来市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」が平成26年度で終期を迎えましたが、子ども施策を総合的かつ計画的に進め、引き続き諸課題の解決に取り組んでいくため、平成27年度から31年度までを期間とする「朝来市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定された「子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含し、本市における概ね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けるものです。

また、上位計画である「第2次朝来市総合計画」、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

子ども施策は、保育など子育て支援サービスを充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。また、その方向性を指し示す「子ども・子育て支援事業計画」は、まちの未来を担い、委ねるべき人を育むための計画という重要な役割を持っています。

(2) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

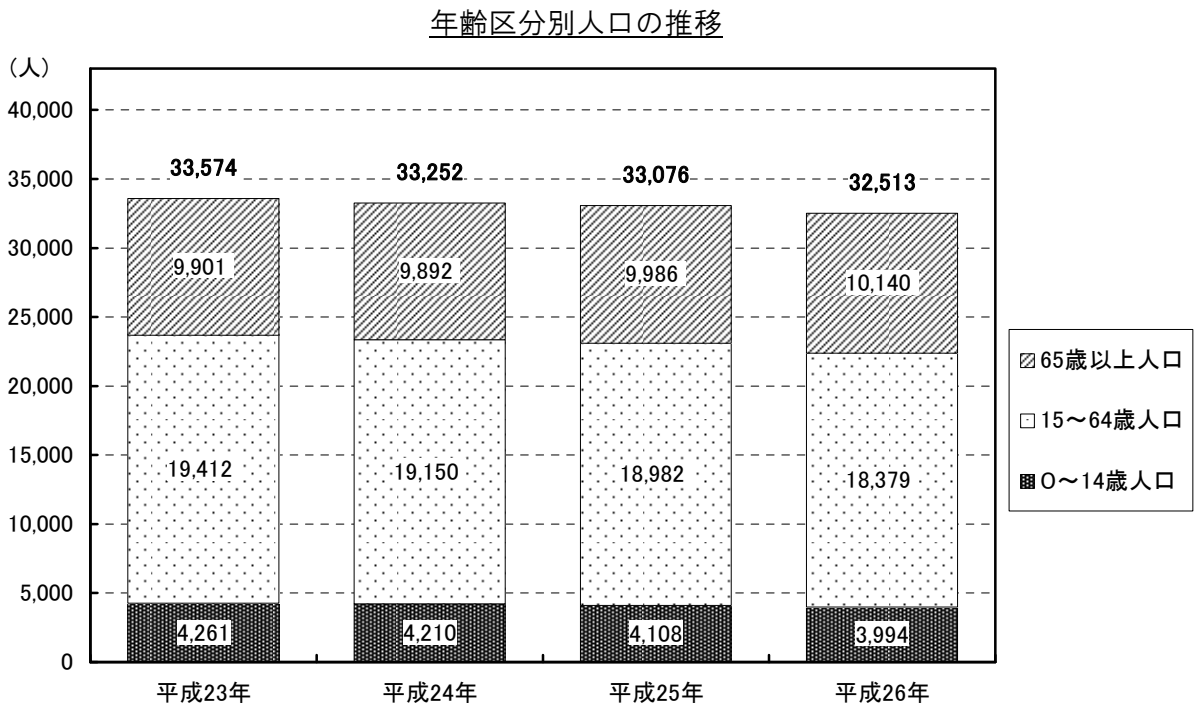
1. 朝来市における概況

(1) 人口・世帯の動向

本市の平成26年7月末現在の人口総数は32,432人、世帯数は12,310世帯です。

人口については、緩やかな減少傾向が続いています。世帯数については、核家族化やひとり暮らし世帯の増加等を反映して増加傾向にあり、1世帯当たりの人数（平均世帯人員）は、2.63人となっています。

年齢別人口構成では、0歳から14歳までの年少者の割合が12.3%であるのに対し、65歳以上の高齢者の割合は31.2%に達し、少子高齢化が進行しています。

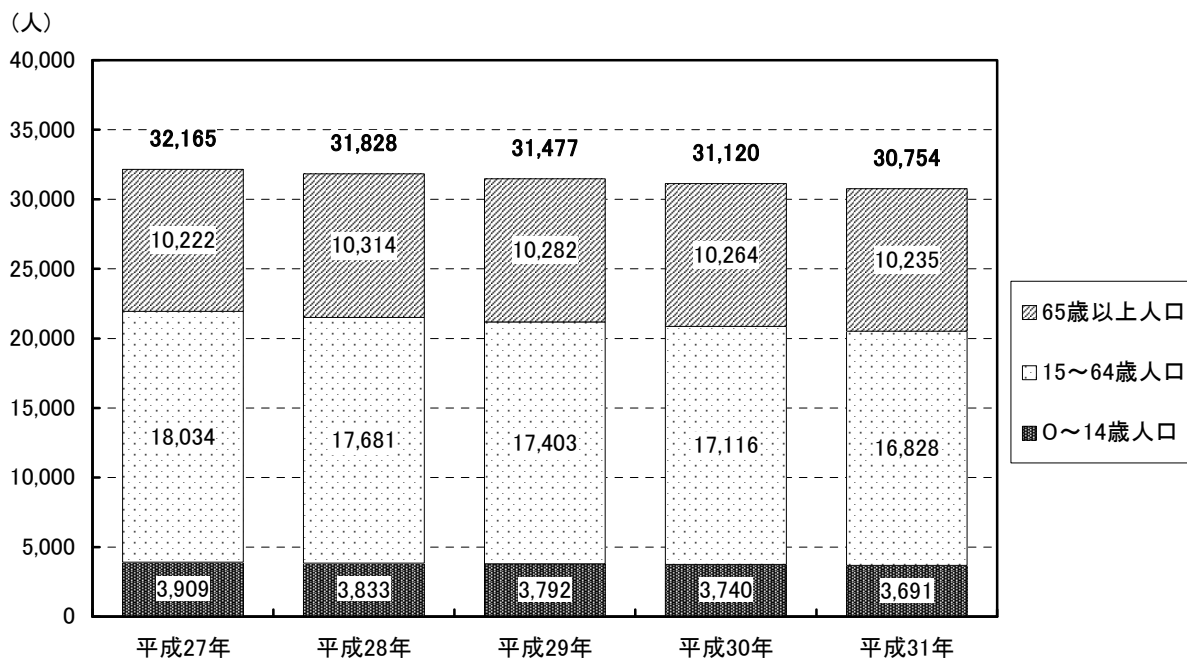


※住民基本台帳人口(各年3月末現在)

計画の策定に当たって、今後の人口について予測した結果、計画期間最終年度に当たる平成31年の人口総数は、30,754人になるものと推計されます。

また、平成31年の0歳から14歳までの年少者の割合は12.0%と現在よりわずかに低下し、65歳以上の高齢者の割合は33.3%に達するなど、少子高齢化がより一層進むものと考えられます。

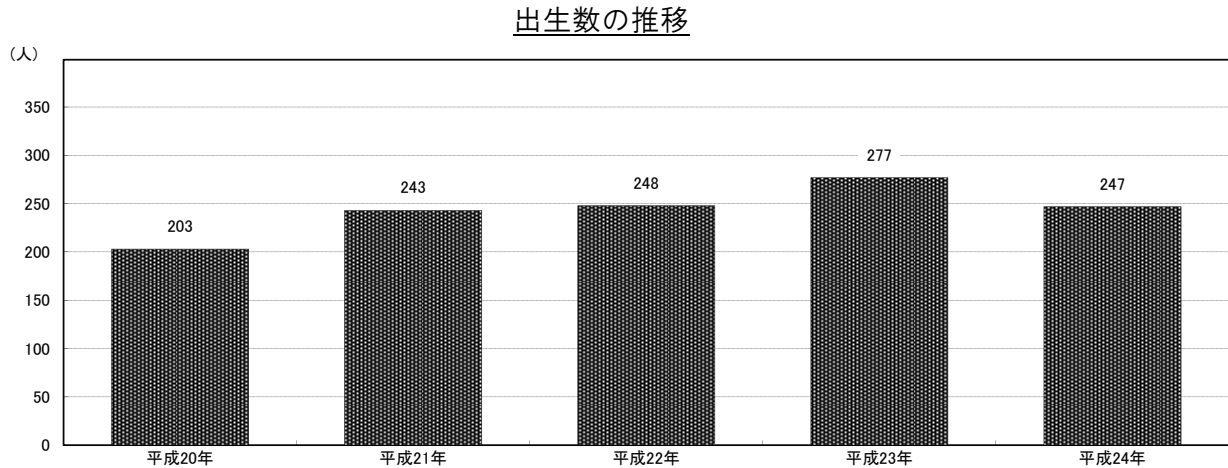
将来人口推計



※朝来市こども育成課推計

(2) 出生の動向

1年間に生まれた子どもの数（出生数）の推移を見ると、各年によりばらつきが見られますが、おおむね年間250人前後の子どもが生まれています。平成23年まで微増傾向にありましたが、平成24年には減少へ転じています。



※人口動態統計(兵庫県保健統計年報)

女性1人当たりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率（平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計）は1.68で、全国（1.38）や兵庫県（1.40）と比べて高い水準で推移しています。

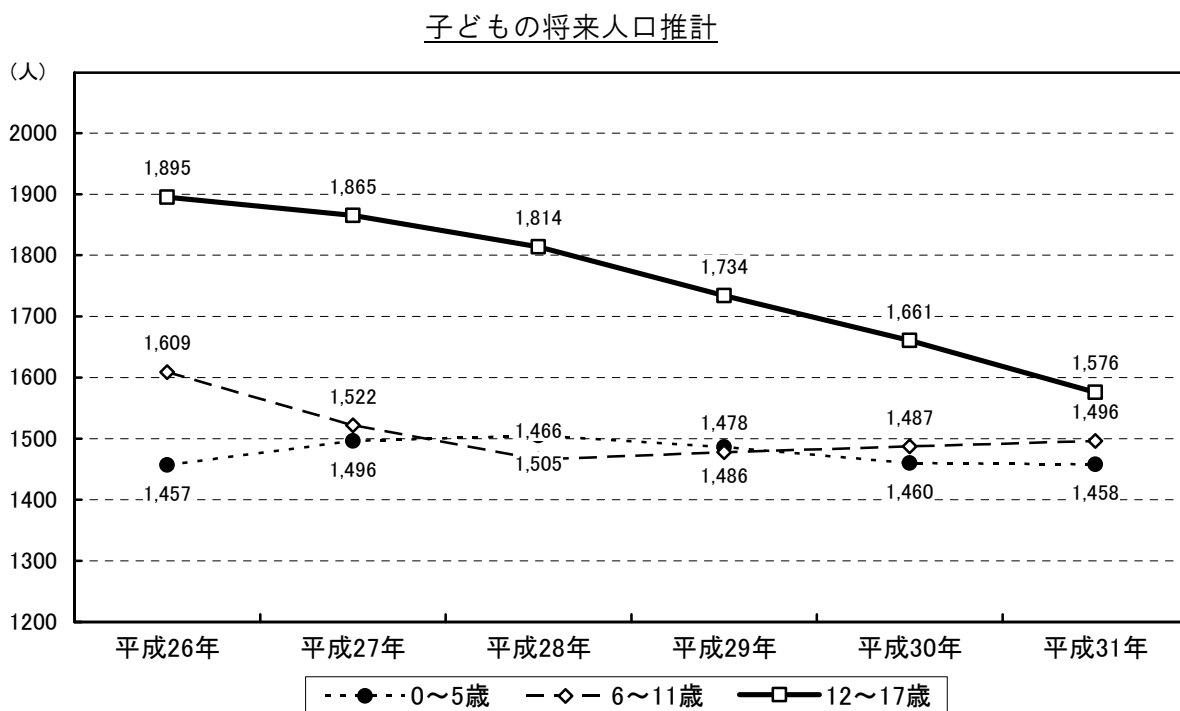
合計特殊出生率の推移

	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
朝来市	—	1.69	1.68
生野町	1.68	—	—
和田山町	1.95	—	—
山東町	1.77	—	—
朝来町	1.80	—	—
兵庫県	未公表	1.30	1.40
全国	1.36	1.31	1.38

※厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(3) 子どもの数の動向と将来見込み

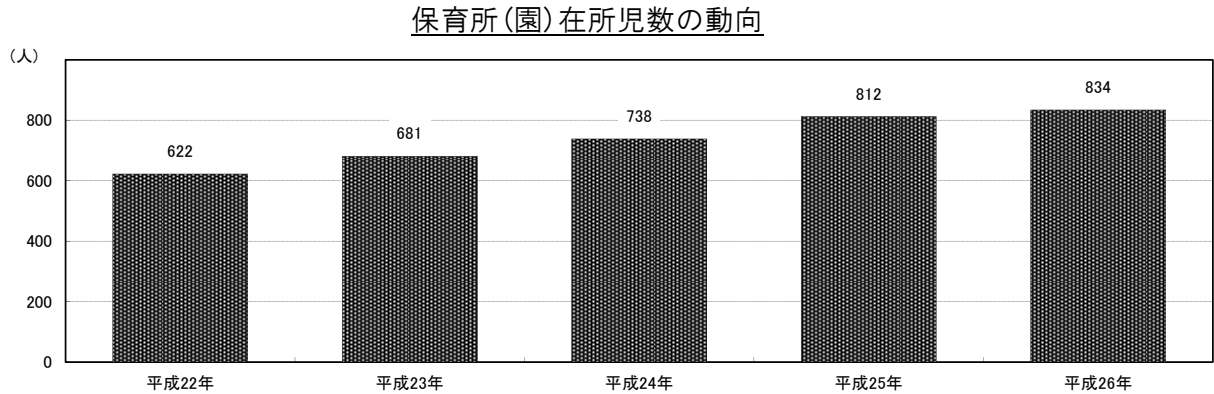
将来人口推計によると、0歳から5歳の就学前児童についてはほぼ横ばいで推移しますが、小学生に相当する6歳から11歳の児童、中高生に相当する12歳から17歳の生徒については減少傾向が続くものと推計されます。



※朝来市こども育成課推計

(4) 保育所(園)の動向

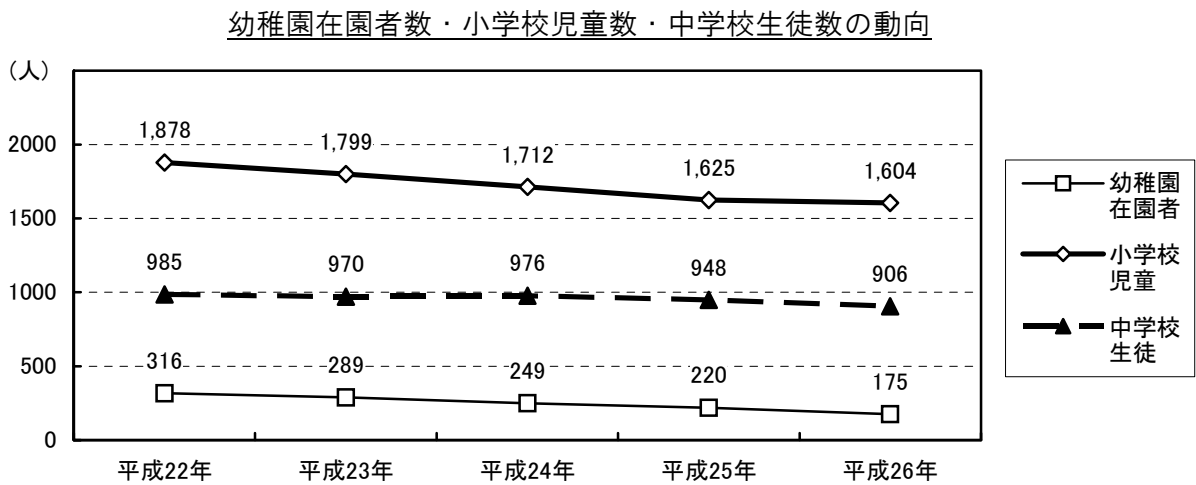
市内には平成26年現在、公立8園、私立6園の保育所(園)が開設され、総定員は750人となっています。このうち8園については認定こども園としての保育を行っています。
入所児童数については、近年、増加傾向が続いています。



※朝来市こども育成課(各年4月1日現在)

(5) 幼稚園・小学校・中学校の動向

市内には平成26年現在、幼稚園9園、小学校9校、中学校4校が開設されています。幼稚園のうち7園については認定こども園としての幼児教育を行っています。また、市内の幼稚園在園者数、小学校児童数、中学校生徒数については、いずれも長期的に緩やかな減少傾向にあります。なお、幼稚園児の減少数には、認定こども園の短時間児から長時間児への移行分も含まれています。



※学校基本調査(各年5月1日現在)

2. ニーズ調査から見る子育ての状況

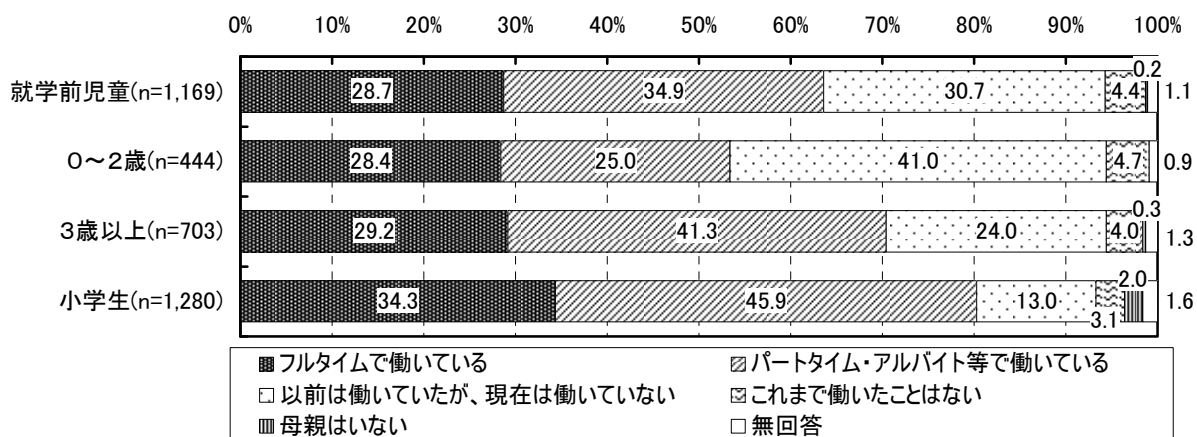
(1) 調査方法と回収状況

計画の策定に向けて、小学校就学前及び小学生の児童のいる世帯を対象に、子育てに関する状況や各種サービスの利用状況、今後の利用意向などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。調査の方法や回収状況は次のとおりです。

調査対象	朝来市に居住している小学校就学前及び小学生の児童（保護者）
調査方法	認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小学校を通じて配布・回収。 在宅児童については郵送により配布・回収。
調査期間	平成25年11月～12月
回収状況	就学前児童 配布数：1,651／回収数：1,169／回収率：70.8% 小学生 配布数：1,648／回収数：1,280／回収率：77.7%

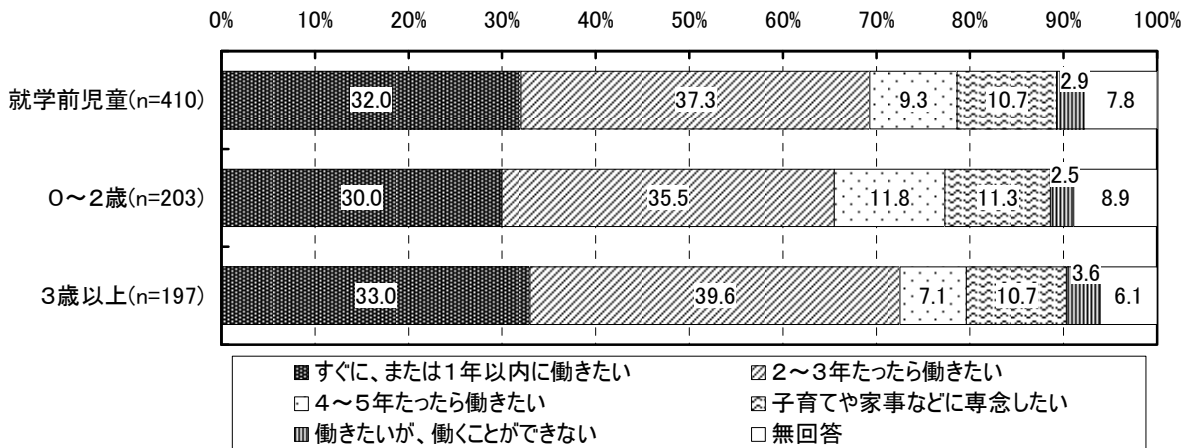
(2) 主な集計結果

◆母親の就労状況



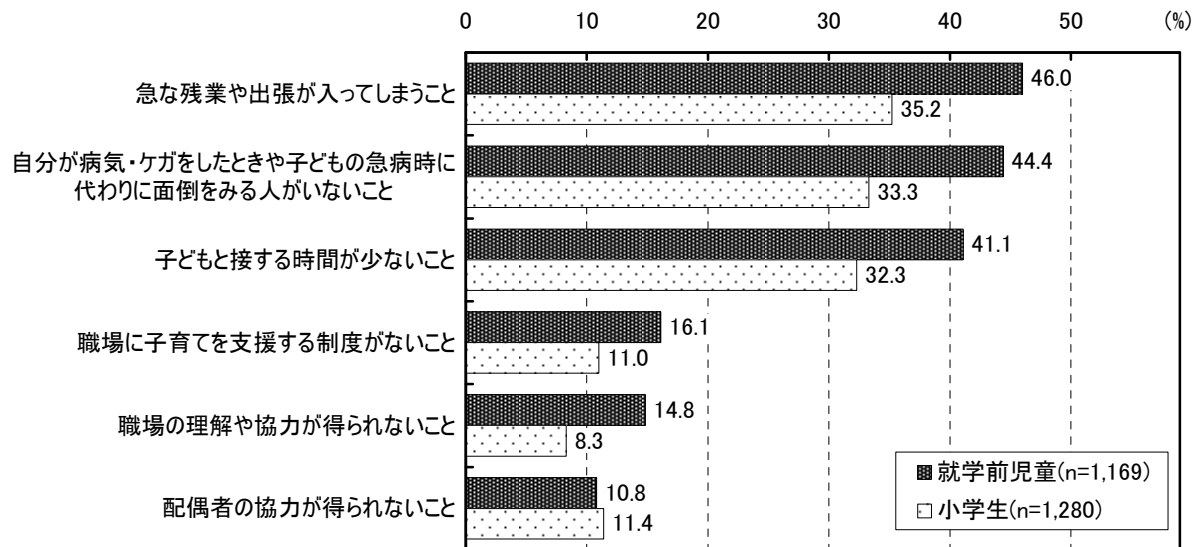
就労している母親の割合は、就学前児童の保護者で63.6%、小学生の保護者で80.2%と高く、平成20年に実施した前回調査時（就学前57%、就学72%）と比べると、母親の就労割合が増えていることがわかります。

◆働いていない母親の就労意向



働いていない母親の就労意向を尋ねたところ、数年以内に就労希望のある人は就学前児童の保護者で78.6%を占めています。このうち、1年以内に就労を希望している人は32.0%となっています。

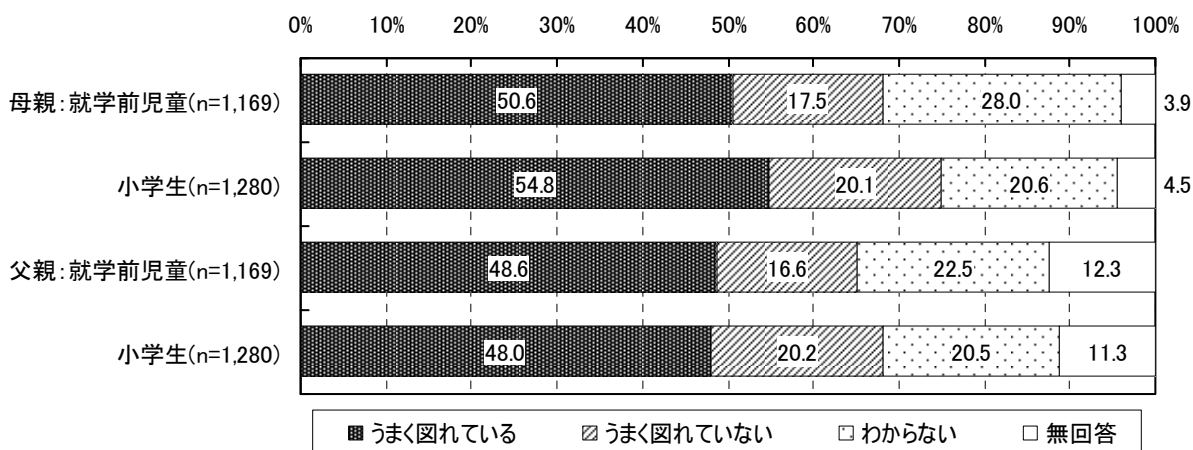
◆仕事と子育ての両立で大変だと感じること



※上位6項目

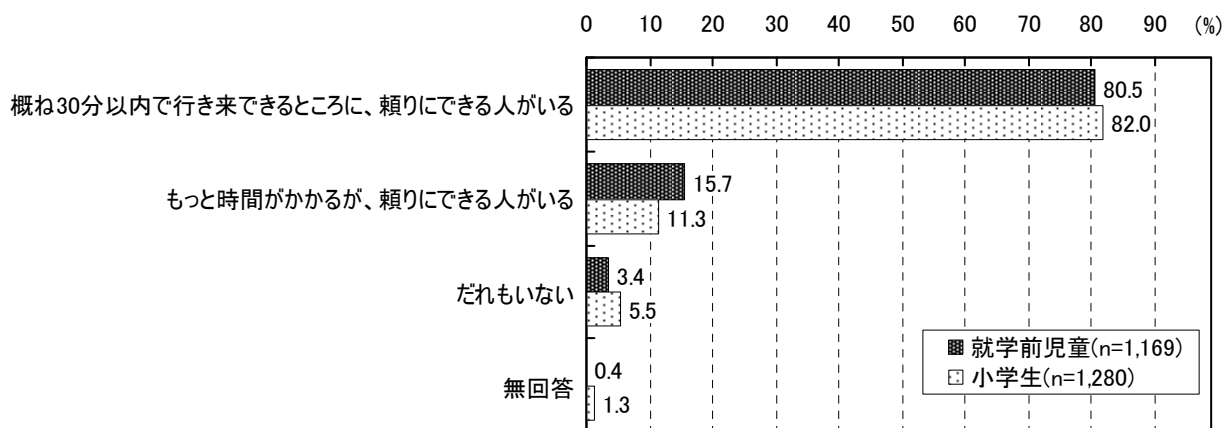
仕事と子育ての両立で大変だと感じることについて尋ねたところ、「急な残業や出張が入ってしまうこと」、「自分が病気・ケガをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと」、「子どもと接する時間が少ないこと」をあげる人が多くっており、就学前児童の保護者では小学生の保護者より10%前後多くなる結果となっています。

◆仕事と生活の調和が図れているか



仕事と生活の調和が図れているかどうかを尋ねたところ、就学前児童と小学生の父母ともに約半数の人が「うまく図れている」と答えています。また、小学生の母親で、「うまく図れている」という人が54.8%と最も高くなる結果となっています。

◆頼りにできる親戚・知人の有無



子どもに何かあったときに頼りにできる親戚・知人がいるかどうかを尋ねたところ、「概ね30分以内で行き来できるところに、頼りにできる人がいる」という人が就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに80%以上を占めています。

◆平日に定期的に利用している教育・保育事業と今後の利用希望

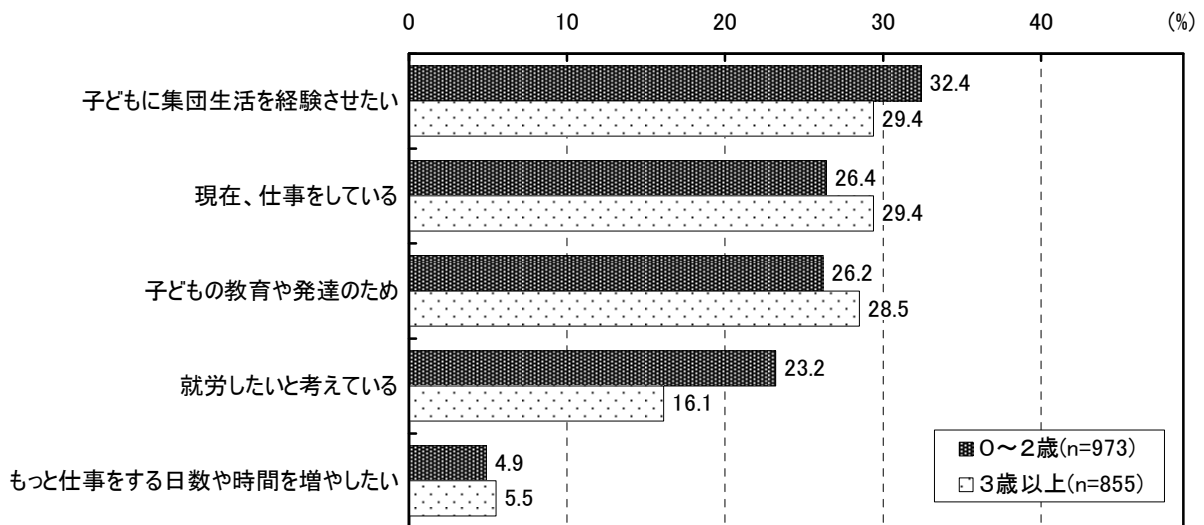
0～2歳の子どもでは、認定こども園や保育所(園)について、現在の利用状況と比べて利用希望が大きく伸びる結果となっています。

3歳以上の子どもでは、幼稚園の利用を希望する人が30.0%と現在の利用状況と比べて多くなっています。

	0～2歳(n=444)		3歳以上(n=1,169)	
	利用状況	利用希望	利用状況	利用希望
認定こども園	24.5%	52.3%	60.2%	64.0%
保育所(園)	22.5%	40.3%	25.0%	26.6%
幼稚園	—	—	9.8%	30.0%
預かり保育、保育センター、学童クラブ(一時預かり保育)	2.0%	15.1%	5.5%	19.1%
発達に支援が必要な子どものための通所施設	0.2%	1.4%	0.9%	1.8%
子育て学習センター等	—	24.1%	—	—
何も利用していない(何も利用しない)	41.7%	4.7%	1.3%	0.6%
無回答	9.7%	6.5%	0.4%	10.4%

※複数回答のため、それぞれ合計は100%を超えます。また、認定こども園・保育所(園)・幼稚園間の重複回答を含みます。

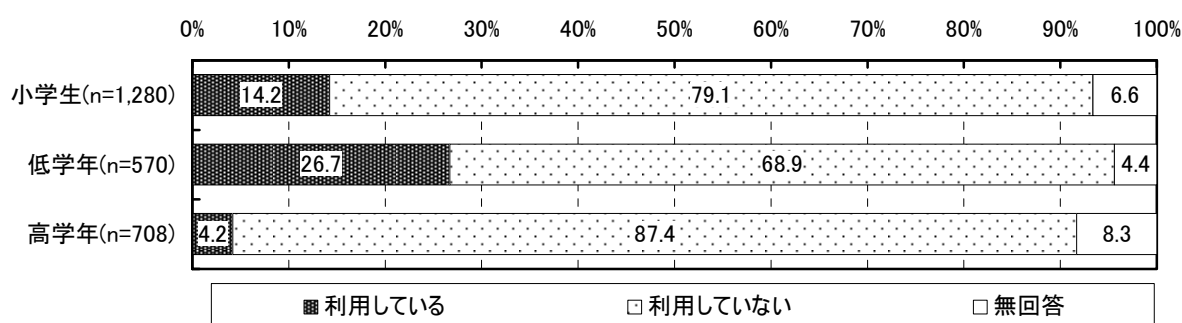
◆教育・保育サービスを利用したい理由



※上位5項目

教育・保育サービスを利用したい理由を尋ねたところ、「子どもに集団生活を経験させたい」という人が0～2歳の子どもの保護者で32.4%、3歳以上の子どもの保護者で29.4%と最も多く、次いで、「現在、仕事をしている」、「子どもの教育や発達のため」、「就労したいと考えている」といった理由が続いています。

◆学童クラブの利用状況



学童クラブを現在利用している児童は低学年の26.7%、高学年の4.2%となっています。

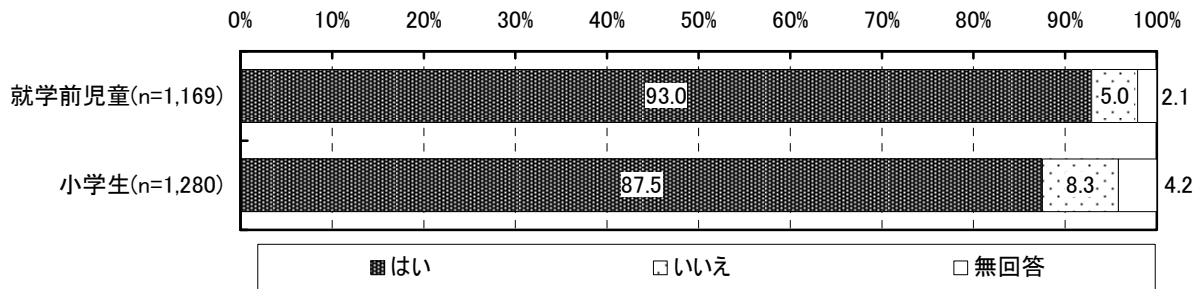
◆小学校の放課後の時間に過ごさせたい場所

放課後の時間に過ごさせたい場所として「自宅」が最も多くを占めており、その他の居場所として「学童クラブ」、「祖父母などの親族や近所の人、友人・知人などの家」、「学校や地域でのクラブ活動やスポーツ活動」、「学習塾や習い事」などが多くを占めています。

	低学年		高学年	
	就学前児童 (n=1,169)	小学生 (n=1,280)	就学前児童 (n=1,169)	小学生 (n=1,280)
自宅	61.5%	67.6%	57.7%	65.3%
祖父母などの親族や近所の人、友人・知人などの家	39.8%	32.1%	26.7%	23.0%
学校や地域でのクラブ活動やスポーツ活動	20.7%	23.0%	29.8%	28.7%
学習塾や習い事	21.4%	18.5%	23.0%	18.5%
公民館や図書館など	4.8%	5.9%	4.3%	5.4%
学童クラブ	43.0%	20.9%	23.4%	12.3%
放課後子ども教室	4.7%	3.0%	3.5%	2.3%
発達に支援が必要な子どものための通所施設	1.0%	0.7%	0.9%	0.6%
その他	0.9%	1.0%	0.7%	0.7%
無回答	3.1%	12.3%	3.9%	8.2%

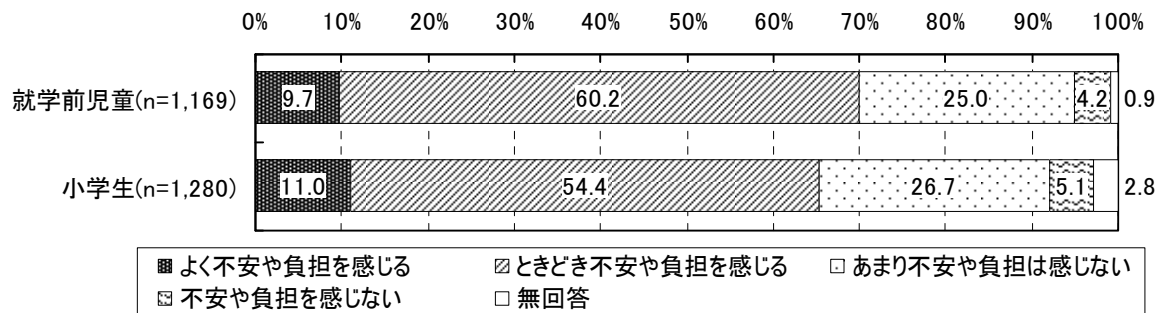
※複数回答のため、それぞれ合計は100%を超えます。

◆子育ては楽しいか



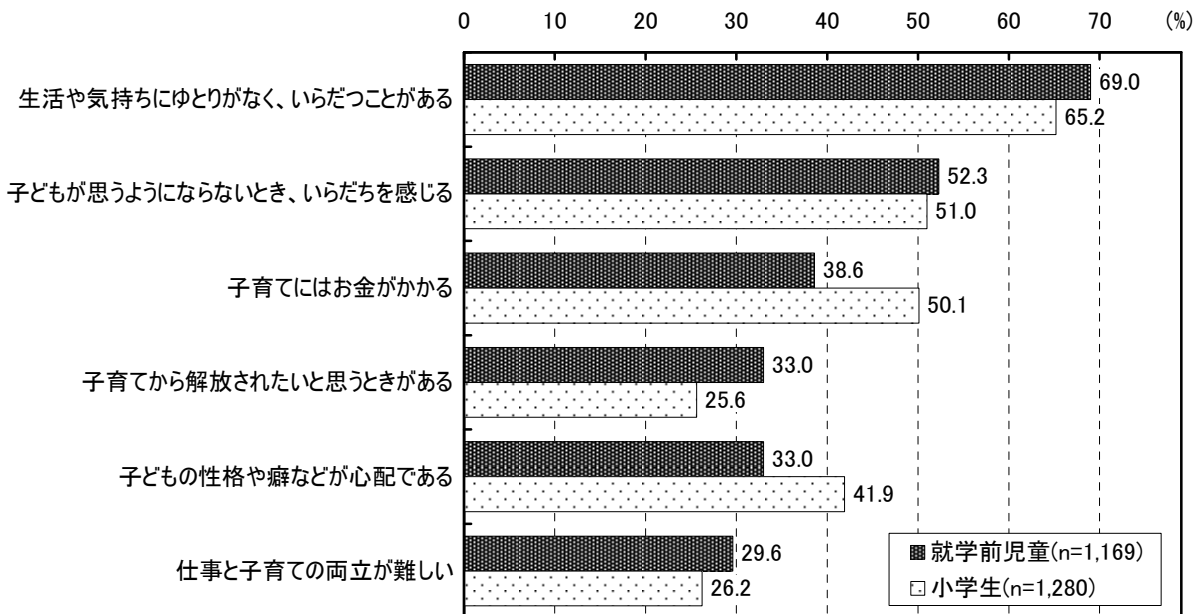
就学前児童の保護者の93.0%、小学生の保護者の87.5%が子育ては楽しいと答えています。

◆子育てに関して不安を感じること



就学前児童の保護者の69.9%、小学生の保護者の65.4%が子育てに関して何らかの不安や負担を感じています。

◆子育てに不安や負担を感じること

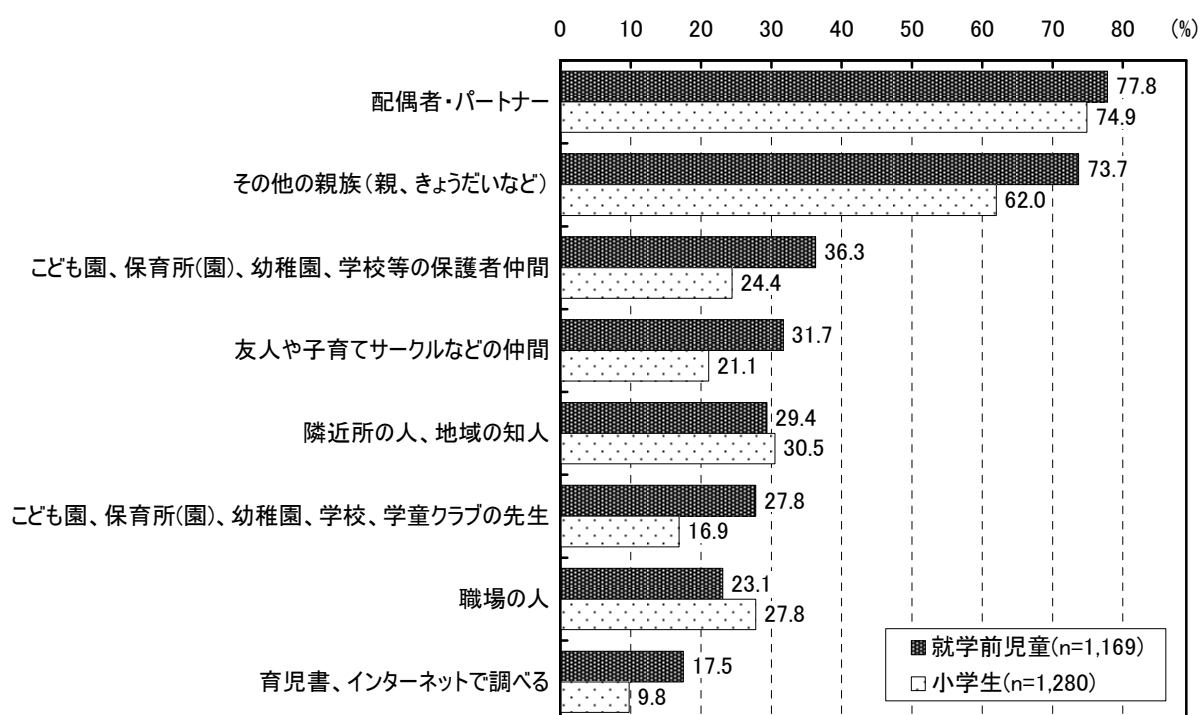


※上位6項目

子育てに不安や負担を感じている保護者に内容を尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある」、「子どもが思うようにならないとき、いらだちを感じる」と、子育てにいらだちを感じているという人が多くを占めています。

また、これに次いで、「子育てにはお金がかかる」、「子育てから解放されたいと思うときがある」、「子どもの性格や癖などが心配である」などをあげる人が多く見られます。

◆子育てに関する悩みや不安の相談先

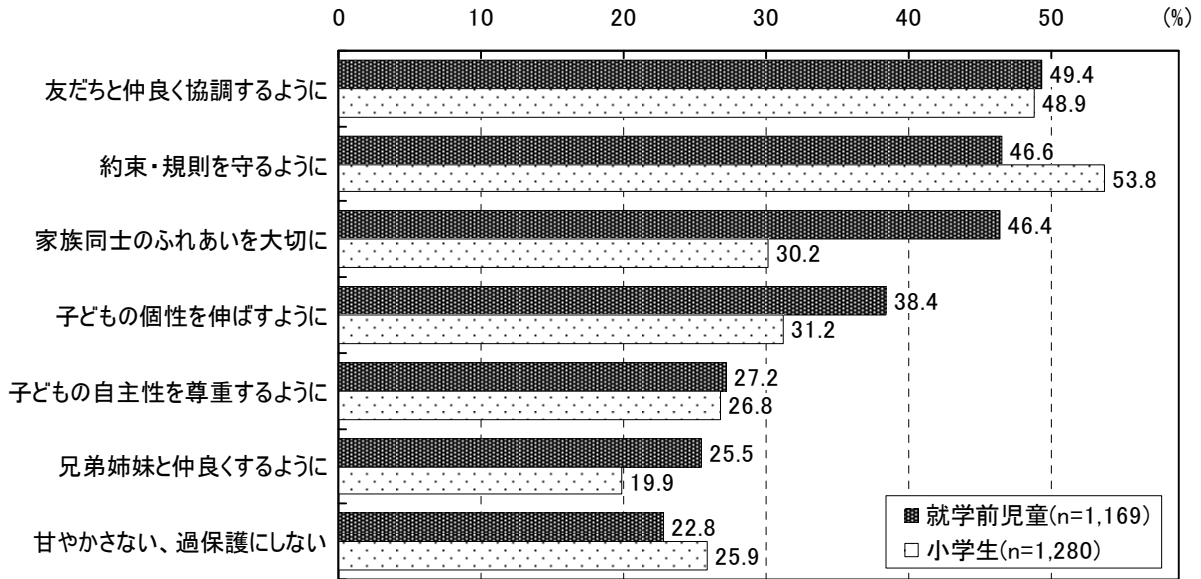


※上位8項目

配偶者など家族以外の相談先について見ると、「こども園、保育所(園)、幼稚園、学校等の保護者仲間」、「友人や子育てサークルなどの仲間」、「隣近所の人、地域の知人」、「こども園、保育所(園)、幼稚園、学校、学童クラブの先生」、「職場の人」など、多様な相談先があげられています。

◆子どもの教育で重視している点

「友だちと仲良く協調するように」と「約束・規則を守るように」について半数前後の保護者が重視しています。これに次いで、「家族同士のふれあいを大切に」、「子どもの個性を伸ばすように」、「子どもの自主性を尊重するように」などをあげる人が多く見られます。

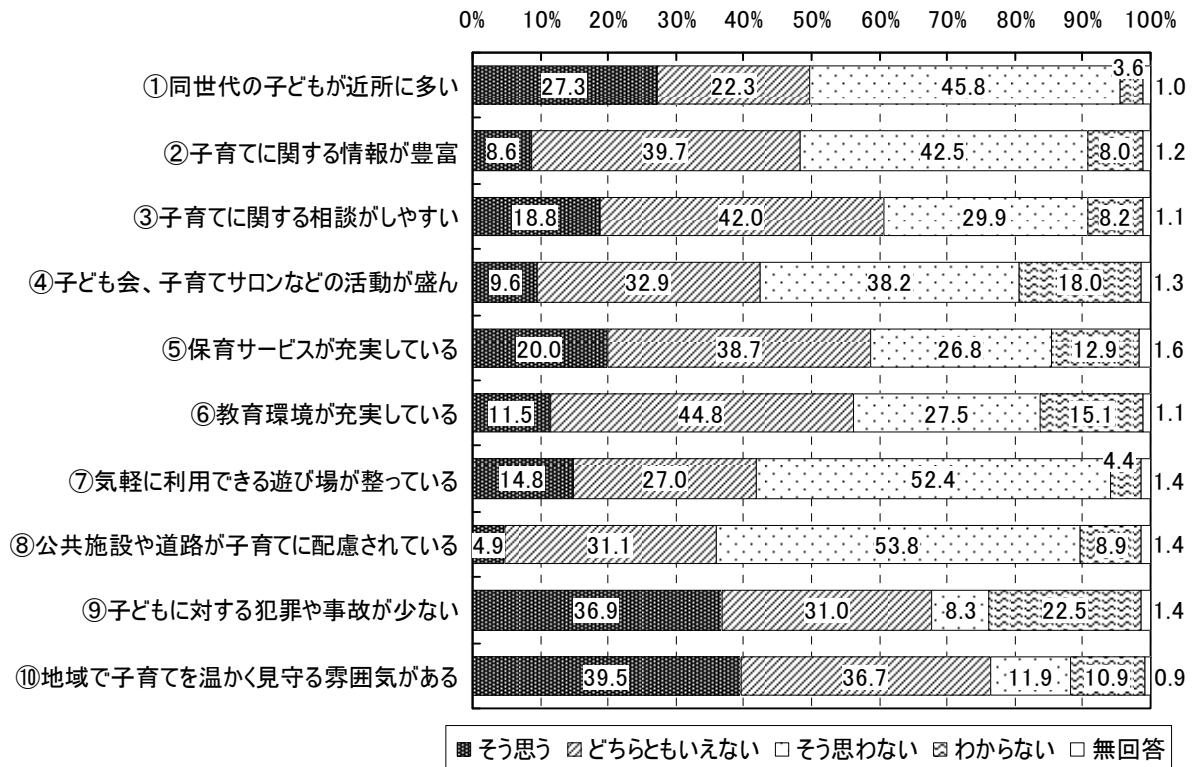


※上位7項目

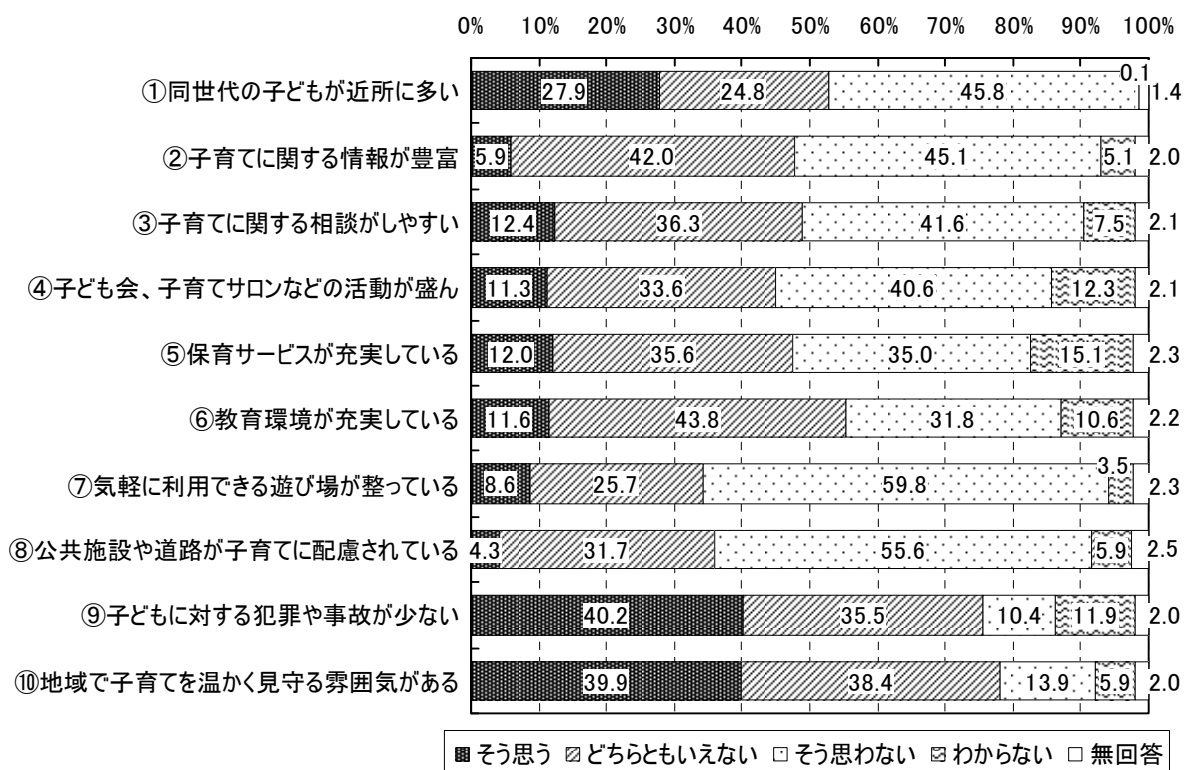
◆地域の子育て環境について感じること

居住地域における子育て環境の状況について全10項目にわたり尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者とも「地域で子育てを温かく見守る雰囲気がある」、「子どもに対する犯罪や事故が少ない」については肯定的評価（そう思う）の多くを占めています。一方、否定的評価（そう思わない）が多い内容は、「公共施設や道路が子育てに配慮されている」などとなっています。

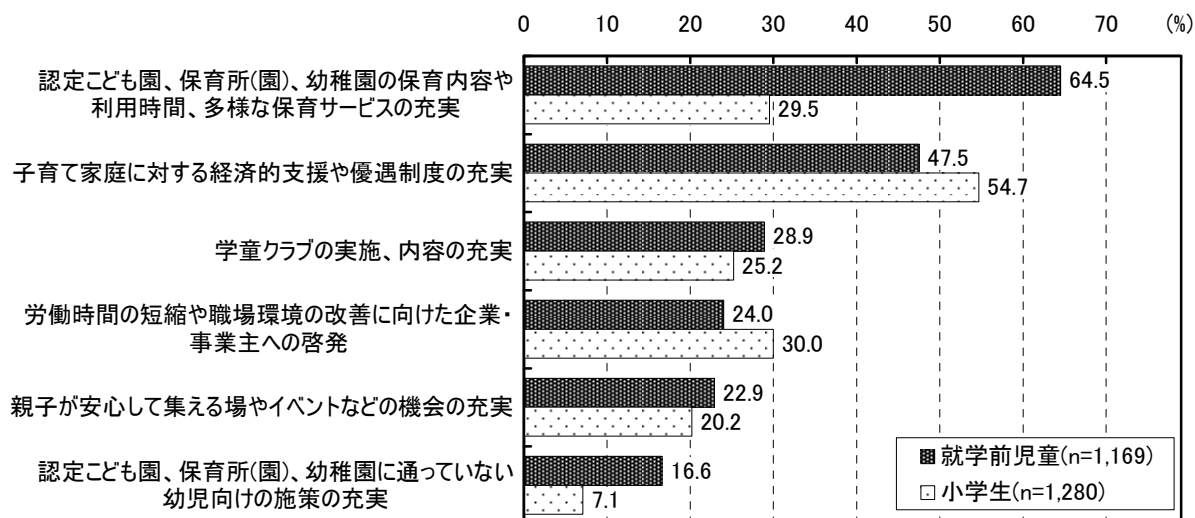
就学前児童(n=1,169)



小学生(n=1,280)



◆子育てを支援するために必要だと思うもの



※上位6項目

就学前児童の保護者では「認定こども園、保育所(園)、幼稚園の保育内容や利用時間、多様な保育サービスの充実」が64.5%、次いで「子育て家庭に対する経済的支援や優遇制度の充実」が47.5%と多くを占めています。また、小学生の保護者では「子育て家庭に対する経済的支援や優遇制度の充実」が54.7%と半数以上を占めています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもは未来の「社会」を担う要であり、次代を形づくる様々な可能性や能力を秘めています。これらの力が存分に発揮されるためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれながら、子どもたちがふれあいと心豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことが重要です。

しかし、今日の子どもを取り巻く環境を見ると、子ども同士のふれあいの減少、いじめ、非行等の問題行動やひきこもり・不登校の発生、子どもを狙った犯罪や子どもが加害者となる犯罪の増加など、子ども自身の「育ち」に関わる様々な問題が起こっています。一方、子育ての状況に目を向けると、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、子育てに対する負担感・不安感の増大、児童虐待の増加など、「子育て」に関わる環境の変化や深刻な問題が起こっています。こうした子どもや子育てを取り巻く様々な問題は、子どもの笑顔を曇らせ、健やかな成長を阻害しているだけでなく、親世代に出産や子育てをためらわせる一因ともなっています。

このような状況の中、誰もが安心して子どもを生き育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることは、朝来市にとって非常に大きな課題であると思われまます。子ども・子育て支援に当たっては、まず保護者が「親としての自覚」を持ち、愛情を持って子育てを行うことが何よりも大切ですが、それとともに、地域や学校、事業者、行政などが一体となって「育ち」「育て」の支援に取り組み、子どもたちの笑顔をみんなで喜びあえるような社会にしていく必要があります。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念については、次のとおり定めます。

**子ども・家庭・地域を笑顔でつつむ
子育て・子育て支援のまち 朝来**

2. 基本的な視点

本計画では、次の4つの視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 健やかな子どもの成長を第一に考えます

里山や河川がもたらす自然の恵み、培われた文化、温かい人間関係など、わがまち朝来が持つ資源を生かし、心の豊かさと時代を切り拓くたくましさを兼ね備えた健やかな子どもたちを育てていくことを第一に考えます。

朝来市のすべての子どもは、次代を担う人材であると同時に、現代社会を大人とともに構成する一員でもあります。子どもは、個人として尊重され、社会の多様な場に参加し、多くの人とふれあう中で、自己の存在価値や他者への思いやりなどを学んでいきます。大人は、子どもの試行錯誤を見守りながら、適切な援助を行い、子どもが主体的に行動できる場をつくり出すことが大切です。また、ゆとりを持って子どもと関わられるよう、子育て中の働き方や母親・父親それぞれの担う役割、子育て家庭を見守る地域のあり方などを見直し、まちの宝である子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進していきます。

(2) 子どもと子育て家庭を社会全体で支えます

子育ては、保護者に第一義的責任があります。しかし、子育ては次代の担い手を育成していく営みであるという観点から、国や地方公共団体はもとより、事業者や地域社会も含めた社会全体で協力して取り組むべき課題です。ただし、保護者の求めに応じて子育てのすべてを肩代わりするのではなく、保護者の子育てに関わる様々な負担や不安を軽減し、保護者が喜びを実感しながら子育てができるように支援していくことが望まれます。

このため、子ども・子育て関連3法や次世代育成支援対策推進法の基本理念を踏まえ、各種施策・事業の実施に当たっては、子育ての負担・不安等を軽減するという視点を重視し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていきます。

(3) ネットワークを組んで取り組みます

地域においては、子育てに関する活動を行う社会福祉協議会、子ども会、地域自治協議会、子育てサークルなどの地域活動団体のほか、民生委員・児童委員などが活動しています。

このように地域にある様々な主体がパートナーシップを持って、子どものための時間・空間・仲間をつくり出していくことが求められています。また、そうした子育てへの協力や子どもの育成活動を通じて、地域の中に信頼とぬくもりの関係が強まることで、子どもにとって安全・安心な環境づくりにつながります。

(4) 地域の特性に配慮した子育て支援を進めます

本市は南北約32km・東西約24kmの範囲に広がり、その広大な市域には豊かな自然があります。しかし、昔に比べ今の子どもたちは、地域の身近な自然と親しむ経験をしていません。子どものときから地域の自然に親しむ経験をすることで、多くの経験とともに、自然や生命を大切に作る心も育まれます。

また、本市を構成するそれぞれの地域はこれまで培ってきた長い歴史を持ち、伝統文化や産業構造、保健福祉・教育に関わる社会資源など、子どもと子育てを取り巻く環境には地域ごとに特色があります。このため、子ども施策の推進に当たっては、可能なかぎり各地域の特性を考慮し、かつ地域間のバランスに配慮した施策・事業の展開を図っていきます。

3. 計画の基本目標と体系

(1) すべての子どもと家庭への支援

保護者の多様なニーズを踏まえ、子育てに関する不安や負担感の軽減に向けた保育サービス、子育て支援施策の充実に努めるとともに、事業所や関係機関・団体との連携を図りながら、子育てと仕事が両立しやすい環境づくりに取り組みます。

(2) 親子の健康を支える環境づくり

親の育児に対する不安を軽減し、のびのびと安心して子育てができ、子どもに愛情が注げるよう、母子保健事業をはじめ子育て家庭、次代を担う子どもたちを対象とした保健事業の充実に努めます。

(3) 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

次代を担う子どもたちが、その成長とともに豊かな人間性を形成し、健やかな身体と確かな学力を育ていけるよう、乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視点で教育環境の充実に努めます。

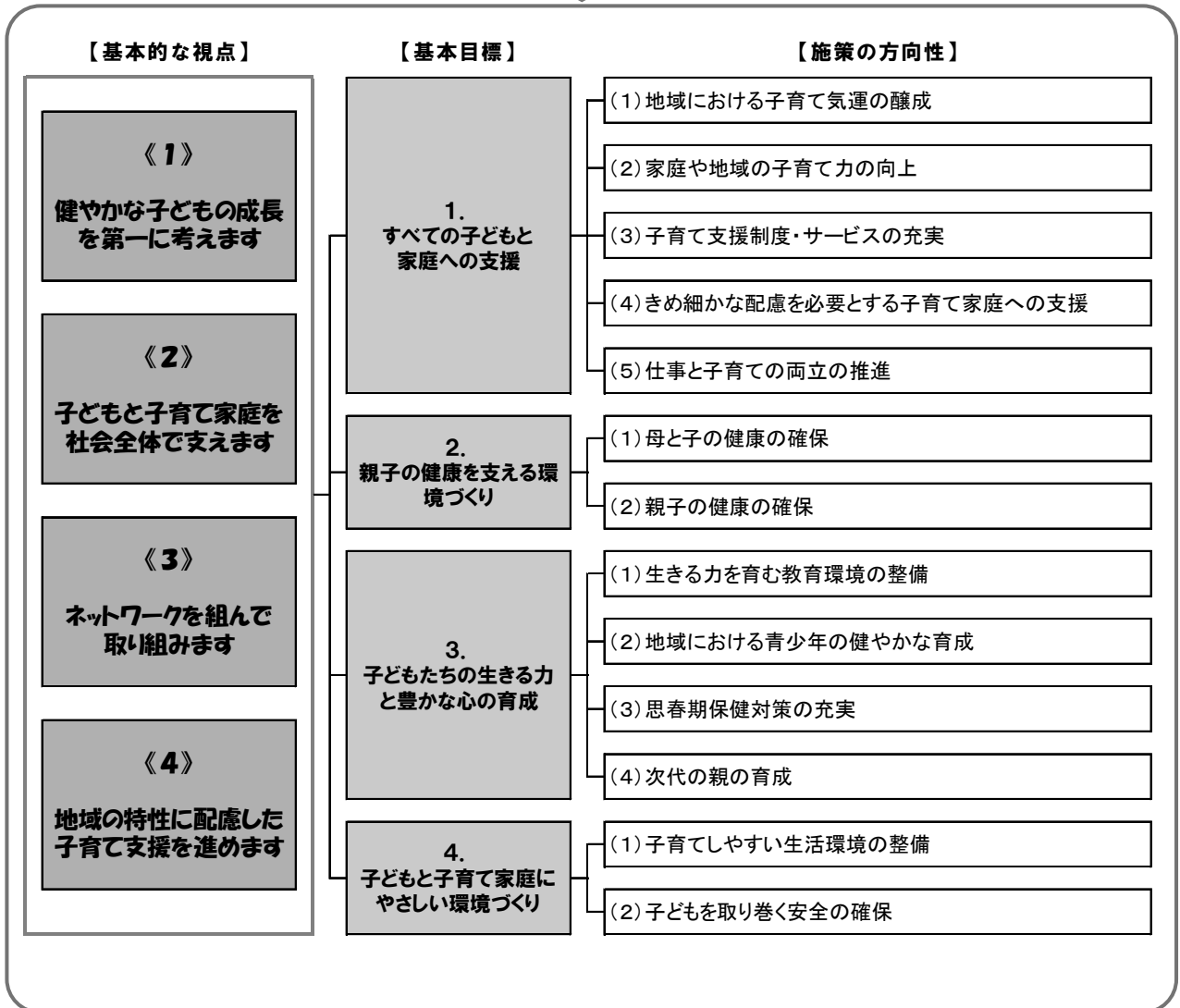
(4) 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう生活環境の整備・改善に努めるとともに、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を進めます。

施策の体系

【基本理念】

子ども・家庭・地域を笑顔でつつむ
子育て・子育て応援のまち 朝来



第4章 施策の内容

1. すべての子どもと家庭への支援

(1) 地域における子育て気運の醸成

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子育て支援に向けた意識啓発	・市広報紙や市ホームページへの関連情報の掲載、啓発冊子の作成・配布、講演会の開催などを通じて、地域における子育て支援の意識の啓発に努めます。	社会福祉課 地域医療・健康課 こども育成課
地域における子育て支援活動の推進	・各種行事における交流など、保育所(園)・幼稚園・認定こども園・子育て学習センター・学校と地域自治協議会や各種住民組織との日常的な交流・連携を図り、子どもの育成を地域で見守り、支援していく体制づくりを推進します。	学校教育課 社会教育課 こども育成課
子育て支援ボランティアの育成・支援	・関係機関・団体と連携して養成講座を開催するなど、子育て支援ボランティアの育成を図るとともに、活動支援に努めます。とりわけ子育て経験の豊かな人や高齢者の積極的な参加を促進します。	社会福祉課 社会教育課 こども育成課

(2) 家庭や地域の子育て力の向上

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子育て支援拠点づくり	・地域における子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援等の事業を行う地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業の充実を図るとともに、子育て学習センター等の周知・広報に努めます。 ・保育所(園)や幼稚園、認定こども園に通っていない就学前児童とその保護者に対し、園舎や園庭を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談・交流の場を提供します。	社会教育課 こども育成課
子育てや家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実	・母子健康手帳の交付時、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、市広報、市ホームページなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供や相談支援に努めます。 ・保健・福祉・教育等に関する行政窓口をはじめ、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、子育て学習センター等の関係施設において、電話や窓口等によるきめ細かな相談支援に努めます。	地域医療・健康課 学校教育課 社会教育課 こども育成課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保護者を対象に、子育てに関する教室や講座を開催し、子育て不安の軽減と仲間づくりを支援します。 ・子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、PTAと連携し、親子交流や家庭教育に関する学習機会を充実します。 	こども育成課 学校教育課 社会教育課
子育て学習グループ等の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業を通じて保護者同士の交流を促進するとともに、子育てサークルの育成に向け、情報や活動の場の提供などの活動支援を行います。 	社会教育課
ブックスタート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの協力のもと、子育て学習センター、保育所(園)などで本の読み聞かせを実施するなど、親子のふれあいを促進するとともに、幼児期から絵本に親しむことや読み聞かせの大切さについて、啓発を行います。 	こども育成課 社会教育課
地域活動を通じた家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動や地域組織の行事等による親と子のふれあい、家族間や世代間交流を積極的に推進し、子ども同士、保護者同士の仲間づくりを進めるとともに、家庭教育に関する情報交換や悩み・不安の共有など、ともに支えあいながら子育てが行える環境づくりを図ります。 	社会教育課

(3) 子育て支援制度・サービスの充実

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を保育所(園)、認定こども園で適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに今後とも努めます。 ・通常保育時間外のニーズに対応するため、今後も時間外保育事業を実施します。 ・保護者の就労形態の多様化に伴う日曜・祝日等の休日における保育のニーズに対応するため、休日保育事業の実施に向けた検討を行います。 	こども育成課
認定こども園化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から就学前の乳幼児を対象に、幼稚園や保育所という施設で分け隔てすることなく、施設を一体化し運営を一元化する認定こども園によって、一貫した教育・保育を行うことにより、円滑に小学校への就学を迎えられるよう、市内全域で認定こども園化を進めます。また、そのために必要となる園舎・設備の整備・改修を推進します。 	こども育成課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
保育内容の充実と開かれた保育所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細やかな保育を行うため、保育士と保護者の日常的なコミュニケーション等を通じて、保育ニーズの把握に努めるとともに、研修等により保育士の資質・指導力の向上を図ります。 ・ 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校との間の連携に努めるとともに、保護者との懇談会の開催や高齢者・ボランティアなど地域の人々との交流を促進し、開かれた保育所(園)づくりを進めます。 	学校教育課 こども育成課
放課後児童クラブ(学童クラブ)の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が日中就労等のため家庭にいない小学生が健やかに成長できるよう、学校等において放課後児童クラブ(学童クラブ)を開設し、遊びと生活の場を提供します。 	こども育成課
一時預かり事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の病気などの緊急時や育児疲れなど一時的に保育が必要なときに、保育所(園)、認定こども園で児童を保育し、未就園児家庭の子育てを支援します。 	こども育成課
子育て短期支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等で短期間子どもを預かる子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の受け入れ施設の確保と利用の促進に努めていきます。 	社会福祉課
病児・病後児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気回復期にある子どもを保育所(園)などで預かる病後児保育を実施します。また、病中の子どもの一時預かりを行う病児保育については、利用者ニーズを踏まえながら、関係機関とともに導入について検討を行います。 	こども育成課
各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。 	市民課 社会福祉課
医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児等医療費助成やこども医療費助成により、子育て家庭を支援します ・ 母子家庭等医療費助成により、ひとり親家庭の父母や子ども、父母のない子どもを支援します。 ・ 重度障害者(児)医療費助成により、障害のある子どもを支援します。 ・ 未熟児養育医療費助成により、未熟児で生まれた子どもの養育を支援します。 	市民課
保育料の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所(園)、認定こども園等における利用者の経済的負担の軽減を図るため、保育料の軽減を行います。 	こども育成課
就学・就園援助の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の所得状況等に応じて、保育料や幼稚園授業料の免除や特例措置により、保育所(園)や幼稚園への入所を奨励します。また、経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費等を援助します。 	こども育成課 学校教育課
利用手続きの改善とサービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市広報や市ホームページへの定期的な情報の掲載、健診会場等でのPRなど、子育て支援に関わる制度・サービスの広報・周知に努めます。 	社会福祉課 こども育成課

(4) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
児童虐待防止など 要保護児童対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝来市要保護児童対策地域協議会の運営を通じて、庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、こども家庭センター、県健康福祉事務所等の関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの要保護児童にかかる総合的な対応に努めます。 	社会福祉課
児童虐待に関する 情報提供、相談体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市広報紙やパンフレットなどの媒体を活用し、児童虐待防止に関する情報を提供し、市民の関心を喚起します。 ・ 乳幼児健診や訪問指導などの母子保健事業、民生委員・児童委員による訪問活動などを通じて虐待の早期発見や子育て不安の軽減を図り、虐待防止に取り組みます。 ・ 子育てや養護、虐待、非行等、子どもに関する様々な悩みや不安などの相談窓口を設置し相談対応に努めるとともに、児童虐待や子育てに関する相談活動の充実に努めます。 	社会福祉課 地域医療・健康課
ひとり親家庭に対する 相談体制、子育てや生活に 関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子自立支援員や関係機関との連携のもとに相談支援体制を充実し、ひとり親家庭の自立に必要な相談・指導に努めます。また、ひとり親家庭の仲間づくりを促進します。 ・ ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の普及啓発を行うとともに、就労支援を行います。 	社会福祉課
障害の早期発見、 早期療育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診や健診後のフォローのための集団教室、発達相談巡回事業等により、発達の遅れや心身に障害を持つ乳幼児に対し、関係機関と連携しながら、早期療育につながるよう支援します。 	地域医療・健康課
障害福祉サービス や相談支援体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもを対象とする生活支援事業、福祉サービスを実施します。 ・ 障害のある子どもやその家族が身近に相談できるよう、相談支援事業の強化に努めます。 ・ 障害のある子どもが地域社会の様々な場に参加し、地域の中で育つ支援を推進します。 	社会福祉課
発達障害のある子ども に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業等を通じて、発達障害のある子どもに関する相談支援活動を推進します。 	社会福祉課 地域医療・健康課
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の障害の状態に応じ、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、家庭、専門機関等との連携を密にしながら、きめ細やかな障害児保育を実施します。 	こども育成課
就学指導、特別支援 教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。 	学校教育課

(5) 仕事と子育ての両立の推進

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子育てがしやすい 職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・労働者・事業主に対して、次世代育成対策推進法や育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる法制度についての広報・啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。 ・ 働く保護者が子育てしながら安心して働くことができるよう、関係機関・団体との連携を通じて、育児休業制度の導入促進に努めます。 ・ 働く保護者がゆとりを持って子育てが行えるよう、有給休暇の取得の推進など、労働時間の短縮に向けて様々な機会を通じ、企業や事業主に対して理解と協力を求めています。 	経済振興課 こども育成課
就業・再就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する講座の開催を関係機関とともに進めます。 	経済振興課
労働相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職相談や職場環境に関する相談など、関係機関と連携しながら労働問題全般についての相談に対応します。 	経済振興課
男女共同による子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画プランに基づき、父親の子育て参加を促進するための啓発活動に努めます。また、男性が家事や育児について学習したり体験する場を提供するほか、男性が参加しやすい各種講座を開催します。 ・ 保育所(園)や幼稚園、認定こども園、小学校などにおいて、父親と子どもが一緒に参加する行事・活動を充実し、父親の子育てへの関わりを啓発していきます。 	人権推進課 学校教育課 こども育成課

2. 親子の健康を支える環境づくり

(1) 母と子の健康の確保

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
母子健康手帳の交付	・妊娠から出産・子育てに至るまでの健康状態等を記録する母子健康手帳を妊娠届出時に交付し、交付時に併せて母子保健サービスについての説明や妊婦相談を行います。	地域医療・健康課
妊婦健診、妊娠・出産に関する相談支援体制の充実	・妊産婦の疾病・異常の早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出生のため、健康診査費用助成や健康相談、訪問指導などの充実に努めます。 ・出産・育児の不安を緩和し、安心して子どもを産み育てることや保護者同士の仲間づくりの支援ができるように情報を提供します。	地域医療・健康課

(2) 親子の健康の確保

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
乳幼児健診、歯科保健事業等の実施	・乳幼児の健全な発育・発達を促進するため、各種健康診査の充実に努めます。また、未受診者に対する受診勧奨に努めます。 ・乳幼児の虫歯や歯周病予防のため歯科に関する健診・個別相談や歯みがき指導、フッ素塗布などを行います。	地域医療・健康課
乳幼児の健康づくりに関する相談、学習機会の充実	・乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談・指導・助言を行います。 ・各種健診や電話などにおいて、乳幼児の健康管理や発育・発達、子育てなどの母子保健に関する相談に対応します。医師などによる専門相談を個別に実施し、個々に応じた支援を行います。 ・乳幼児の保護者等を対象とする、子どもの健康管理や発育・発達、子育て等の母子保健に関する学習機会を充実します。	地域医療・健康課
予防接種の実施	・ポリオや麻疹、風しん等の各種感染症の予防のため、予防接種を行います。未接種者に対しては、個別通知や健診時などを通じて勧奨に努めます。	地域医療・健康課
乳幼児期における食育の推進	・乳幼児期からの正しい食生活を身に付けていくため、子育て中の保護者を対象とする食に関する教室を開催し、相談指導や知識の普及に努めます ・各種子育て講座等において、子どもの発達段階に応じた食事づくりなど、食育に関する知識の普及を図ります。	地域医療・健康課 社会教育課 こども育成課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
事故防止対策に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や各種子育て講座等において、転落や骨折、やけど、誤飲など家庭内での事故防止対策に関する情報を提供します。 	地域医療・健康課 社会教育課
地域での健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康な子どもの育成に向け、学校や幼稚園、保育所(園)、認定こども園と家庭、地域、職場等が一体となった取組を進めるため、朝来市健康会議や朝来市歯科保健事業連絡会議などにおいて連絡・調整に努めます。 	地域医療・健康課 学校教育課 社会教育課 こども育成課
小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会などの関係機関と連携し、夜間や休日等における小児救急医療体制の充実に努めます。 ・夜間や休日など緊急時に対応できる医療機関について母子保健サービスでの紹介や乳幼児健診・広報等を通して情報提供していきます。 	地域医療・健康課

3. 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

(1) 生きる力を育む教育環境の整備

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
地域に開かれた信頼される学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めます。併せて、オープンスクール（学校公開）や学校評議員制度の活用などに努め、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。 ・学校とPTA、学校支援ボランティア、地域自治協議会、地域住民などとの連携を強化します。 	学校教育課
確かな学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎・基本の学力の定着を図るなど確かな学力の向上に努めます。また、子どもたち一人一人に応じた指導を充実するため、少人数指導や「授業のユニバーサルデザイン化」の取組を通じて学習指導方法の工夫改善に努めます。 ・幼稚園（認定こども園）・小学校・中学校の連携を強化しながら、系統的な教育・保育の充実を図ります。 	学校教育課 こども育成課
健康・体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・早寝・早起き・朝ごはん運動などの基本的な生活習慣の確立と乳幼児期からの食育を進めることで、子どもたちの健やかな心と身体を育みます。 ・子どもたちの体力が低下傾向にあるため、学校園においても身体を動かすための「時間・空間・仲間」等の工夫を図り、子どもたちの体力向上と運動習慣の確立に向けた取組を進めます。 	学校教育課 こども育成課
主体的に行動できる子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが学習の意義や大切さに気づき、自ら進んで取り組み、考え、行動できる学習活動を推進するとともに、家庭との連絡を密にし、家庭学習の習慣化や自学自習ができる子どもたちを育成します。 	学校教育課
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育において、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などを養います。 	学校教育課
人権教育、男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な人権課題に対する正しい理解を深め、人権感覚の豊かな子どもたちの育成に努めます。 ・男女共同参画社会の実現に向けて、男女が対等なパートナーとして信頼関係を築いていくための教育を進めます。 	人権推進課 学校教育課 社会教育課
国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の育成を目指し、外国語指導助手（ALT）の活用などにより、発達段階に応じた外国語指導の充実を図るとともに、異文化の理解、国際交流の推進を図ります。また、英語教育強化拠点事業により、拠点校を中心に英語教育の高度化に向け研究を推進します。 	学校教育課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する体験学習や家庭・地域社会での活動により環境問題への理解を深め、よりよい環境の創造に向けた実践的態度を養います。 	環境課 学校教育課 社会教育課
情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の情報機器活用能力と指導力の向上に努め、情報教育の推進を図ります。違法、有害な情報から子どもを守るための情報モラル教育の推進と併せて、保護者への情報モラルの啓発に努めます。 	学校教育課
地域文化の継承と交流学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域に伝わる伝承や昔話、祭りや年中行事、民俗芸能、郷土料理などの学習を通じて、地域の歴史や文化についての知識や経験を培うとともに、学校外の人材を活用した交流学習、高齢者や障害のある人との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた教育を推進します。 	学校教育課 社会教育課
芸術文化を通じた情操教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、芸術文化活動にふれ、文化活動を行うことの楽しさや喜びを味わうことで豊かな情操を養います。また、文化祭や展覧会への参加（出展・鑑賞）を促します。 	学校教育課
子ども読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが自主的に読書活動できるよう、就学前からの読書習慣の確立を目指し、学校・家庭・地域等が一体となって読書に親しむ機運を高め、読書の楽しみや大切さを身に付ける取組を進めます。 	学校教育課 社会教育課 こども育成課
教職員の資質向上と研修体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 学校や幼稚園、教育研修所、関係機関による研修活動を通じて、次世代を担う子どもたちを育む「専門家」としての教職員の豊かな人間性の涵養と指導力の向上を図り、子どもたち一人一人の良さを生かし、可能性を引き出し伸ばす教育を推進します。また、課題に応じた研修を実施し、子どもの学力向上につなげていきます。 	学校教育課
生徒指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 日々の教育活動を通じて、子どもたちと教職員の人間的なふれあいを深め、確かな児童・生徒の理解と子どもたちとの信頼関係の確立に努めます。また、定期的なスクールカウンセラーの派遣など、子どもたちの悩みや不安に対応するための教育相談活動を充実します。 不登校やいじめなどの問題を抱える子どもへの指導の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。 	学校教育課
キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の考えや適性を踏まえた職業に対する考え方の指導や職場体験などの体験学習等により、社会人としての基礎の育成を図り、子どもたちが自己の進路を主体的に選択できる能力を身に付けるための的確な情報提供と指導を行います。 	学校教育課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
幼児教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所(園)、幼稚園、認定こども園においては、各年齢の発達段階に応じた教育・保育カリキュラムにより、きめ細かな指導を行います。 ・ 家庭や地域社会との連携を強化し、幼児教育・保育の理解と充実に努めます。また、子育て学習センターで子育て支援活動を推進するとともに、近隣住民との交流などにより、地域に開かれた保育所(園)、幼稚園、認定こども園づくりを進めます。 	こども育成課 社会教育課
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため特別支援教育を推進します。また、特別支援学校、専門機関との連携、特別支援教育支援員等の活用を通じて、一人一人の可能性を最大限に伸ばすことのできる取組を進めます。 	学校教育課

(2) 地域における青少年の健やかな育成

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、地域で暮らす各世代の人々が交流し、憩いの場ともなる遊び場の確保に努めます。 ・ 子どもの居場所として、公民館・図書館・学校等の活用を図ります。 ・ 小学校等の余裕教室を活用して放課後児童クラブ(学童クラブ)を開設するほか、地域の様々な人々とともに、学習やスポーツ・文化活動、交流活動などの取組(放課後子ども教室)を進めます。 	社会教育課 こども育成課
公園・緑地の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や緑地を楽しく快適に利用できるよう、地域住民の協力のもとに、適切な維持管理に努めます。また、遊具の安全調査を実施し、その点検結果を踏まえ緊急性の高い遊具から修繕、更新、撤去を計画的に進めます。 	都市開発課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
地域における多様な体験・交流活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもがふるさとへの誇りや地域社会の中で互いに理解しあう心を育めるよう、自然体験や職業体験など地域環境を生かした体験学習活動を推進します。 地域におけるスポーツクラブや文化クラブの活動を奨励します。 地域の多様な人材等を活用して、子どもたちに土曜日ならではの体系的継続的なプログラムの実施（土曜チャレンジ学習）を進めます。 異年齢児とのふれあいや世代間交流を通じて、人との関わり、人に対する愛情や信頼感を育めるよう、子どもに関わる多様な交流活動の機会や場を充実します。 	学校教育課 社会教育課 こども育成課
放課後子ども教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> すべての就学児童を対象として、授業終了後に安全・安心な遊び場、学習の場及び生活の場を確保し、多様な体験・活動等を通じて健全育成を図るなど、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室の整備を図り、全小学校区に設置済みの放課後児童クラブ（学童クラブ）とともに放課後対策を総合的に推進します。 	社会教育課 学校教育課 こども育成課
各種指導者・ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者やボランティアの育成を図ります。また、地域においてスポーツ活動の振興を図るスポーツ推進委員等の活動の活性化を図ります。 	社会教育課
街頭巡回指導、環境浄化活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の問題行動などを未然に防ぎ、健全な育成を推進するため、生涯学習推進員、PTA、学校関係者などによる定期的な巡回指導を実施します。 関係団体との連携のもと、有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に取り組みます。 	社会教育課
薬物乱用防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 青少年非行の中で重要な課題である薬物乱用を撲滅するため、関係機関・団体とともに総合的な防止対策の推進に努めます。 	地域医療・健康課 社会教育課

(3) 思春期保健対策の充実

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
思春期保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたる心身の健康保持に必要な知識や適正な生活習慣等を身につけるための健康教育を推進します。また、各学校と保健センターの連携を通じて、保健指導の充実を図ります。 いのちの教育として、相手を思いやる気持ちの大切さや性感染症について、性教育を推進します。 	地域医療・健康課 学校教育課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校の給食や、食生活改善活動を進める団体との連携による調理実習の実施等を通じて、望ましい食習慣を身に付け、健康に気を付けながら豊かな食生活を送ることができるよう、自己管理能力を培います。 ・ 食事が身体の発達に大きな影響を与えることから、特に朝食の大切さや、バランスの良い食事を習慣付けることなど、保健師や栄養士等と連携を図りながら食育を推進します。 ・ 地場産品を食材とした給食や学習を行うなど、農業との関わりや「地産地消」について学ぶ機会の充実を図ります。 	地域医療・健康課 学校教育課 こども育成課
心の悩みに対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの思春期特有の心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを活用し、子ども本人・教師・保護者の様々な相談に対応します。 ・ 思春期を迎える子どもの保護者などに対し、関係機関と連携を図りながら情報提供に努めます。 	学校教育課

(4) 次代の親の育成

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校などにおいて、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通して、命の大切さや人間としての生き方、男女が協力して家庭を築き、子育てを行うことの意義等を学ぶ教育を推進します。 ・ 子育て学習センターや乳幼児健診の場、トライやる・ウィーク、トライやる・ワーク等を活用し、中学生、高校生等が乳幼児やその保護者とふれあい、子育て体験ができる機会を提供します。 	学校教育課 社会教育課 地域医療・健康課
青少年に対する保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事や睡眠等の基本的な生活習慣や、生活習慣病の予防などについての適切な保健指導に努めます。 ・ 関係機関と連携した啓発・指導活動を通じて、喫煙・飲酒・薬物についての有害性を訴えていきます。 	地域医療・健康課 学校教育課
子ども・若者育成支援対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学・就業していないなど、社会生活を円滑に営むことが難しい子どもや若者を、地域をあげて支援していくため、専門機関が実施する相談指導や修学・就業の支援などについての市民等への周知に努めます。 	社会福祉課
若者の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者の出会いのきっかけとなる交流事業の企画立案・運営等を支援します。 	定住促進課

4. 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

(1) 子育てしやすい生活環境の整備

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
ゆとりと潤いのある住環境の整備	・子どもの健全育成の場として、ゆとりと潤いのある住環境を確保するため、市民とともに美しい景観づくりや河川等の保全、美化・緑化、花のあるまちづくりなどを進めます。	都市開発課
公営住宅の改修	・公営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に改修等を進め、居住環境の向上に努めます。	都市開発課
住宅取得の支援	・まちづくり定住促進事業や転入者住宅建設等対策事業、空き家活用促進事業など住宅取得のための各種助成制度の普及・啓発に努め、良質でゆとりある持ち家の取得を支援します。	定住促進課
快適な生活環境の整備	・関係機関との連携安全で快適な生活環境の整備を進めます。	建設課
福祉のまちづくりの推進	・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人など、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。 ・「兵庫県福祉のまちづくり条例」の理念に基づき、住民や事業主等への普及・啓発を進めるとともに、条例に基づいた施設整備の指導・助言を行います。	全課 社会福祉課
子ども連れの利用に配慮した施設の整備	・誰もが利用しやすい施設を目指し、庁舎や各種公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、子育て世帯が安心して利用できる設備の設置・整備を進めます。	社会福祉課
バリアフリー関連情報の提供	・公共施設等における授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、社会福祉協議会の福祉マップや市ホームページ等を通じて提供します。	社会福祉課

(2) 子どもを取り巻く安全の確保

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や交通安全対策協議会等と連携し、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校などにおいて、子どもや保護者に対するきめ細やかな交通安全教育、啓発活動の実施に努めます。 ・ P T Aや地域の住民組織による交通立番や街頭指導などを行います。また、地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成を図ります。 ・ 通学路の危険箇所調査や安全点検を行うとともに、その結果を通学路安全プログラムに定め安全対策を実施します。 	総合政策課 学校教育課 こども育成課 防災安全課
子どもを見守る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の住民組織を通じて、地域の子どもたちを地域の人が見守る意識を高めていくとともに、子ども見守り隊など、子どもがいつも地域の人に見守られている環境づくりに努めます。 ・ P T Aや青少年育成団体等が主体となって実施する「子ども110番の家」等の設置を支援します。 ・ 学校、P T A、地域住民等による巡回パトロールなど、防犯活動を推進し安全・安心なまちづくりを進めます。 	防災安全課 学校教育課
学校等における安全教育、安全確保対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な事件、事故や災害に対し、安全な行動や生活ができる能力を育成する安全教育を進めるとともに、緊急対応マニュアルの充実と周知徹底、防犯訓練の実施、施設・設備の改善など危機管理体制の充実に努めます。 ・ 子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校等に速やかに伝達し、情報の共有化を図るなど、迅速な対応に努めます。 	防災安全課 学校教育課 こども育成課

第5章 幼児期の教育・保育の内容と提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、本市では各事業の実施状況もふまえ、次のように区域を設定します。

(1) 教育・保育

本市における現状として、学校区のある幼稚園（認定こども園の短時間部含む）を除いては居住地等による区域の設定は行わずに受け入れを行っています。

このため、教育・保育提供区域についても、これまでどおり市内全域を1つの区域として設定します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

事業の内容、性質に応じて次のように区域設定を行います。

(1) 教育・保育に係る区域設定に準じるもの（2事業）

時間外保育事業（延長保育）及び一時預かり事業については、教育・保育と利用実態が共通であるため、教育・保育に係る区域と同一の区域とします。

(2) 小学校区による区域とするもの（1事業）

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については、利用の実態が小学校区であるため、小学校区を区域とします。

(3) 全市域を一区域とする事業（8事業）

次に掲げる地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、全市域を1つの区域とするものです。ただし、事業の実施にあ

たつては、地域的な偏在が発生しないよう、利用者の利便性に十分に配慮することとします。

- 地域子育て支援拠点事業
- 利用者支援事業
- 子育て短期支援事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
- 妊婦に対する健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・ 就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果、児童数の将来推計、教育・保育施設の配置状況、地域の実情等をふまえ、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

◆必要利用定員総数

1号認定	3～5歳 幼児期の学校教育のみ	特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園）に係る必要利用定員総数
2号認定	3～5歳 保育の必要性あり	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）に係る必要利用定員総数
3号認定	0～2歳 保育の必要性あり	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数 ※0歳、1～2歳を区分して必要利用定員総数を算定

- ・ 市内全域を1つの区域とします。
- ・ 国が示した算出方法に従って量の見込みを算出しましたが、現在の利用実績と大きくかけ離れていたことから、主に次のような補正を行いました。

◇国の示した方法に従うと、保護者が産休や育児休業等を取得している場合や、生後間もない児童も量の見込みの対象としていることから、3号認定（0歳児）について過大な量が算出されます。このため、保護者が育児休業等を取得している場合、生後6か月未満の場合は対象から除く処理を行いました。

- ・ 教育・保育施設については、今後、私立保育園のうち認定こども園への移行を予定、検討する園があるため、それに併せて定員の見直しを行いますが、市全体としてはほぼ現状の総定員でよいと考えます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

平成27年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所(園)	
				幼稚園	保育所(園)	0歳	1・2歳
量の見込み〔必要利用定員総数〕			181	47	513	31	317
保育利用率						48.2%	
確保方策	特定教育・保育施設	市内	181	47	499	337	
		他市町村			2	4	
	計		181	47	501	341	
差			0	0	△12	△7	

単位：人

平成28年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所(園)	
				幼稚園	保育所(園)	0歳	1・2歳
量の見込み〔必要利用定員総数〕			183	48	520	31	317
保育利用率						48.3%	
確保方策	特定教育・保育施設	市内	183	48	514	344	
		他市町村			2	4	
	計		183	48	516	348	
差			0	0	△4	0	

単位：人

平成29年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所(園)	
				幼稚園	保育所(園)	0歳	1・2歳
量の見込み〔必要利用定員総数〕			174	46	495	31	330
保育利用率						48.8%	
確保方策	特定教育・保育施設	市内	174	46	493	357	
		他市町村			2	4	
	計		174	46	495	361	
差			0	0	0	0	

単位：人

平成30年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所(園)	
				幼稚園	保育所(園)	0歳	1・2歳
量の見込み〔必要利用定員総数〕			169	44	480	30	329
保育利用率						48.8%	
確保 方策	特定教育・保育 施設	市内	169	44	478	355	
		他市町村			2	4	
	計		169	44	480	359	
差			0	0	0	0	

単位：人

平成31年度			1号認定	2号認定		3号認定	
				認定こども園		認定こども園・保育所(園)	
				幼稚園	保育所(園)	0歳	1・2歳
量の見込み〔必要利用定員総数〕			169	44	480	30	330
保育利用率						49.0%	
確保 方策	特定教育・保育 施設	市内	169	44	478	356	
		他市町村			2	4	
	計		169	44	480	360	
差			0	0	0	0	

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

〔量の見込み、確保に当たった考え方〕

- ・市内全域を1つの区域とします。
- ・国の示した算出方法に従って算出しました。なお、この量の見込みには子育て学習センターの利用意向も含んでいます。
- ・地域子育て支援事業については、照福こども園と枚田みのり保育園のほか、市内4箇所（生野・和田山・山東・朝来）の子育て学習センターにおいても引き続き実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）／箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	7,200	7,188	7,392	7,344	7,332
確保方策	2	2	2	2	2

(2) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業（対象業務を保育に関する業務などに限定して実施することも含まれます）

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・市内全域を1つの区域とします。
- ・子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、利用者ニーズに応じた多様な事業を提供するうえで、よりわかりやすい情報提供が必要となります。
- ・今後については潜在的な保育ニーズへの対応も求められることから、地域の保育資源（認定こども園、保育所（園）、一時預かりなど）の情報を収集し、利用希望者の相談に応じて、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。
- ・市の担当窓口と地域子育て支援拠点施設での実施を予定しています。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

(3) 時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・ 市内全域を1つの区域とします。
- ・ 国が示した算出方法に従って算出しました。引き続き、市内の全施設（認定こども園、保育所(園)）で実施します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全市域	量の見込み	229	230	227	223	223
	確保方策	229	230	227	223	223

(4) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童クラブ（学童クラブ））

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・市内9箇所の小学校区を区域とします。
- ・国が示した算出方法に従ってニーズ量を算出しました。
- ・学童クラブは、全小学校区に開設ができているものの、対象を6年生まで拡大することに伴い利用者の増加が見込まれます。施設によっては手狭になることも考えられるため、各クラブの利用状況を見守りながら、クラブの増設、施設整備を含めた対応に努めます。
- ・また、新たに国が策定した「放課後子ども総合プラン」においては、全小学校区において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施することを目指すこととされています。今後、本市においても放課後子ども教室への取組を進めていくこととなりますが、必要が生じた場合は、施設整備等も検討していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	278	279	280	302	305
	高学年	138	128	129	121	121
	計	416	407	409	423	426
確保方策	低学年	278	279	280	302	305
	高学年	138	128	129	121	121
	計	416	407	409	423	426

※量の見込み及び確保方策は登録者数

(5) 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・ 市内全域を1つの区域とします。
- ・ 国が示した算出方法はサービスへの直接的な利用意向ではなく、利用する可能性のあるすべての児童を計上するようになっていました。このため、ニーズ調査の設問のうち、緊急時に親戚・知人等に子どもを見てもらうことができない場合に限定して量の見込みを算出しました。
- ・ この事業は、児童養護施設「若草寮」に委託して実施します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

(6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・ 市内全域を1つの区域とします。
- ・ 国の示した算出方法に従って算出しました。
- ・ 1号認定に関する預かり事業は、学童クラブでの幼稚園児の預かりや認定こども園、保育所(園)において実施します。また、2号認定のニーズ量については、認定こども園の長時間部の利用に相当するため、量の見込み、確保方策の対象外としています。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	ア. 1号認定による利用	271	274	261	253	253
	イ. 2号認定による利用	0	0	0	0	0
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型）	271	274	261	253	253

②幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・市内全域を1つの区域とします。
- ・国の示した算出方法に従って算出しました。認定こども園及び保育所（園）における一時預かりでの対応を基本とします。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		951	956	951	936	935
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	951	956	951	936	935
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

病気中や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

〔量の見込み、確保に当たったの考え方〕

- ・ 市内全域を1つの区域とします。
- ・ 国の示した算出方法に従って算出すると、病児・病後児保育施設等を利用したいという児童に加え、利用する可能性のある児童も対象となってしまう、過大なニーズ量が算出されます。このため、ニーズ調査の設問のうち、緊急時に親戚・知人等に子どもを見てもらうことができない場合に限定して量の見込みを算出しました。
- ・ 現在は枚田みのり保育園のみで実施している病後児保育は平成29年度を目標に定員拡大を目指します。また、病中の子どもの一時的預かりを行う病児保育については、医療機関等と設置に向けた協議を行いながら実現に向けた取組を積極的に進めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ日数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1,147	1,154	1,140	1,120	1,118
確保方策	病児保育	0	0	0	0	0
	病後児保育	900	900	1,140	1,120	1,118
	病児保育事業計	900	900	1,140	1,120	1,118

(8) 子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・市内全域を1つの区域とします。
- ・国からは算出方法が示されていますが、本市においては未実施の事業であり、量の見込みも算出していません。但馬管内でも実施している市町がないため、県内の実施状況等を参考に、今後ニーズが出てきた場合には実施可能かの判断を含めて検討していきます。

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・市内全域を1つの区域とします。
- ・量の見込みについては、近年の妊娠の届出件数、妊婦健康診査費助成件数の実績、推計児童数等を勘案して算出しました。引き続き供給体制の確保に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	382人 健診回数 3,354回	379人 健診回数 3,328回	380人 健診回数 3,336回	376人 健診回数 3,301回	371人 健診回数 3,257回
確保方策	実施場所：委託医療機関 検査項目：病院指定 実施時期：年間				

注) 妊娠期間の関係で2か年度に渡り健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1人」を計上。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・市内全域を1つの区域とします。
- ・量の見込みについては、近年の出生数の実績や推計児童数等を勘案して算出しました。引き続き供給体制の確保に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	239	237	238	235	232
確保方策	実施機関：市及び委託 委託団体等：助産師会				

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業等

〔量の見込み、確保に当たっての考え方〕

- ・市内全域を1つの区域とします。
- ・量の見込みについては、推計児童数等を勘案して算出しました。関係機関と連携を図りながら事業を進めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	実施体制：5人 実施機関：市及び委託 委託団体等：社会福祉協議会				

4. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の学校教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、全国に先駆けて、公私立幼稚園・保育所(園)の認定こども園への移行を進めており、平成26年現在8園の認定こども園が開設されています。幼稚園・保育所(園)としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを生かし、認定こども園ならではの質の高い教育・保育の提供に引き続き努めていきます。また、民間法人による認定こども園への移行を促進するなど、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

これとともに、認定こども園、単独設置の幼稚園・保育所(園)も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの検討、合同研修の実施など、より多面的な連携に努めていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策にかかわる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 市民や関係機関・団体との連携

本計画の推進に当たっては、地域でのきめ細やかな取組が重要であるため、市民や企業など様々な観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度において計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、市民、教育・保育など関係機関・団体の代表、学識経験者等で組織される「朝来市子ども・子育て会議」を設置しており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う市民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

(3) 国・県との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や兵庫県との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きもふまえつつ、誰もが安心して子どもを生き育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく必要があります。市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、様々な制度の改革と充実に努めるよう、国や兵庫県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

2. 計画の推進と進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画に基づく各施策の実施状況については年度ごとに点検・評価を行い、その結果をふまえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

本計画の進捗状況については「朝来市子ども・子育て会議」へ報告し、内容の確認と今後の子ども施策の方向性についての意見聴取を行います。また、広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知に努めることなどを通じ、幅広い意見を聴取しながら施策の一層の推進に努めます。

(2) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進に当たっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能なかぎり着実な推進に努めます。

なお、本計画に掲げた施策、事業の目標等は、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向などをふまえて、適宜見直しを行うものとします。

参考資料

1. 計画の策定経過

時 期	策 定 経 過
平成25年 10月28日	第1回朝来市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て新制度の概要について ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
11月～ 12月	子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）実施
平成26年 3月24日	第2回朝来市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の結果について ・子ども・子育て支援新制度の実施に向けて
7月2日	第3回朝来市子ども・子育て会議 ・教育・保育提供区域（案）について ・量の見込みと確保方策（案）について
9月5日	第4回朝来市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画（案）について
平成27年 1月15日 ～2月4日	子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメント実施
1月21日	第5回朝来市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の最終案について
3月	朝来市子ども・子育て支援事業計画策定

2. 朝来市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第39号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、朝来市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に規定するもののほか、会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域において子ども・子育て支援を行う者
- (3) 子どもの教育、保育に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 保健、福祉又は医療関係者
- (6) 行政機関又は公共的団体を代表する者
- (7) 住民の代表者
- (8) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局こども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(最初の会議の招集)

3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3. 朝来市子ども・子育て会議委員名簿

整理番号	第3条各号	組織名簿等	委員氏名	備考
1	(1) 子どもの保護者	こども園保護者会	切目 信彦	東河こども園保護者会長
2		子育て学習センター利用者	松下 陽子	保護者
3	(2) 地域において子ども子育て支援を行う者	子育て支援従事者	伊藤 朋子	前こども園園長
4	(3) 子どもの教育、保育に関する事業に従事する者	朝来市小学校校長会	藤原 雅俊	生野小学校長
5		公立こども園	藤岡 千恵子	東河こども園園長
6		私立保育園	高階 通雄	あわが保育園長
7		公立幼稚園	岸本 弥生	梁瀬幼稚園長
8	(4) 学識経験者	兵庫教育大学	鈴木 正敏	准教授
9	(5) 保健・福祉又は医療関係者	朝来市民生委員・児童委員連合会	石田 みどり	主任児童委員
10	(6) 行政機関又は公共団体を代表する者	朝来市保育推進連盟	小林 公正	県保育協会会長 県子ども・子育て会議委員
11		学童クラブ指導員	高見 ひと美	大蔵学童クラブ
12		子育て学習センターインストラクター	小原 祐子	生野子育て学習センター
13		朝来市健康福祉部	尾崎 登	健康福祉部長
14	(7) 住民の代表者	朝来市連合PTA協議会	能見 信之	会長
15	(8) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認められた者	経営・労働	赤澤 博文	イオン総務課長

朝来市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

発行 朝来市
〒679-3431
兵庫県朝来市新井73-1 朝来市役所朝来庁舎

編集 朝来市教育委員会事務局 こども育成課



この冊子は、再生紙に
大豆油インキで印刷しています。

Trademark of American Soybean Association